

# 新型コロナウイルス (COVID-19) の影響を受けている皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている法人・個人事業者様に対して、従業員の雇用維持や事業の継続の下支えとなる雇用調整助成金及び持続化給付金につきまして、SATO事務所より皆様へご紹介させていただきます。

経済産業省

## 持続化給付金

※令和2年度補正予算の成立が前提となります。

感染拡大により、売上げが前年同月比で50%以上減少している

資本金10億円未満の全ての企業とフリーランスへ支給。

また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となっています。

**法人：最大200万円 個人事業者：最大100万円**

厚生労働省

## 雇用調整助成金

事業の縮小を余儀なくされ、一時的に従業員を休業させ、休業手当を支給することで、手当の一部が助成される制度です。

休業させた職員の給与の5分の4(中小企業)を助成致します。

こちらの助成金はSATO社会保険労務士法人が申請を代行致します。



お申し込み、その他詳細につきましては、下記URLまたはQRコードのフォームよりお気軽にお問い合わせください。<https://forms.gle/vs8uZSyMn4s8MqGc7>



SATO行政書士法人  
SATO社会保険労務士法人

<http://sgs.sato-group.com>  
TEL 0570-030-310